

岩手県告示第 275 号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち地域振興部に係るもの（平成 18 年岩手県告示第 475 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
地域企画室	<u>個性と活力に満ちた雪国創造事業費補助</u> 、 定住促進団地整備事業費補助、交通施設バ リアフリー化設備整備費補助、運輸事業振 興費補助及び交通バリアフリー促進対策 事業費補助	地域企画室	定住促進団地整備事業費補助、交通施設バ リアフリー化設備整備費補助、運輸事業振 興費補助及び交通バリアフリー促進対策 事業費補助
NPO・国際課	北方領土返還要求運動岩手県民会議事業 推進費補助、国際交流推進事業費補助、い わて留学生友好交流奨学支援事業費補助、 多文化共生いわてづくり事業費補助、海外 県人会連携支援事業費補助、 <u>世界の結びづ くり事業費補助</u> 及び友好交流推進事業費 補助	NPO・国際課	北方領土返還要求運動岩手県民会議事業 推進費補助、国際交流推進事業費補助、い わて留学生友好交流奨学支援事業費補助、 多文化共生いわてづくり事業費補助、海外 県人会連携支援事業費補助及び友好交流 推進事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			